



目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（消防防災課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 平成 28 年度登録販売者試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 名細第一土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 中里用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 南畑土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 田甲土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）

- 保安林の指定予定（森づくり課）
- ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 信号制御システム等保守業務に関する入札公告（施設課）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道長瀬玉淀自然公園線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 27 年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）
- 平成 28 年度埼玉県職員採用上級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 28 年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施（任用審査課）
- 平成 28 年度埼玉県職員採用初級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 28 年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施（任用審査課）
- 平成 28 年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施（任用審査課）
- 平成 28 年度埼玉県経験者職員採用試験の実施（任用審査課）

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はばたきの杜

三 代表者の氏名 湯谷 百合子

四 主たる事務所の所在地 埼玉県蓮田市大字黒浜九百三十六番地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者に対する社会的理解を促進させるとともに、障がい児・者にとって真に生きやすい社会の実現を目指し、生活の場、就労の場、その他の活動の場を、ライフステージ全般にわたって用意、提供することを目的とする。また、障がい児・者の社会参加の実現に向けて、支援者その他の健全者および社会との交流機会、場を確保し、人としての尊厳が守られ、より豊かな人生が切り拓かれて行くことを目的とする。また、日々の生活の中で子育てに人知れず苦悩と苦勞を抱える保護者の思いを掬い取り、より良き相談、支援活動が推進されること、および障がい当事者とその家族が社会と繋がっていけるよう、相互理解、相互交流の機会と場を設けることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号口中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千八十円」を「千百十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千三百円」を「一万八千四百円」に、「三万二百円」を「三万四百円」に、「二万三千五百円」を「二万三千七百円」に、「三万九千二百円」を「三万九千五百円」に、「三万四千六百円」を「三万四千九百円」に、「五万四千六百円」を「五万五千円」に、「四万五千五百円」を「四万八千八百円」に、「六万三千八百円」を「六万四千三百円」に、「五万二千六百円」を「五万三千元」に、「八万三百円」を「八万九百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に、「一万千円」を「一万千円」に改め、同号ロ中「九千七百円」を「九千八百円」に、「八千円」を「八千円」に、「一万二千六百円」を「一万二千七百円」に、「一万二千円」を「一万二千円」に、「一万七千九百円」を「一万八千円」に、「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に、「二万二千二百円」を「二万四千四百円」に、「一万八千五百円」を「一万八千六百円」に、「二万六千八百円」を「二万七千元」に改める。

第七条第二号中「五十六万七千元」を「五十七万六千元」に改める。

第九条第一号中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同条第三号ロ(1)中「四千二百円」を「四千三百円」に改め、同号ロ(2)中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同号ロ(3)中「四千九百円」を「五千元」に改める。

第十条第三号中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千元」を「十六万八千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

第十四条第一号イ(2)中「一万五千八百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千七百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千元」を「一万五千七百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千元」を「二万三千九百円」に改め、同号イ(7)中「二万四千元」を「二万五千元」に改め、同号イ(8)中「二万四千元」を「二万四千九百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	介護老人保健施設 ケアリングよしかわ	加藤薬局 笹井店	サンリツ薬局 戸ヶ崎店	ハートフル薬局	ケアプランふくしあ
所在地	吉川市八子新田五二九	狭山市笹井一〇一六―四	三郷市戸ヶ崎一―六三―一五	川口市北園町四六―一五	吉川市吉川一―三―一四 ベルメゾンA―
開設者名	医療法人社団 心明会	株式会社 加藤	株式会社 ウイーズ	有限会社 アルファプランニング	株式会社 セブン・スマイル
サービスの種類	短期入所療養介護 介護老人保健施設	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅介護支援
指定年月日	平成二十八年四月一日	平成二十八年三月一日	平成二十八年三月一日	平成二十八年四月一日	平成二十七年八月一日

<p>デイサービス センター ア ートフェリス</p>		<p>ショートステ イ アートフ ェリス</p>		<p>杏林薬局 伊 奈店</p>		<p>グループホー ムのどか</p>		<p>西青木薬局</p>		<p>北本矢澤クリ ニツク</p>	
<p>草加市松原一 一八一五</p>		<p>草加市松原一 一八一五</p>		<p>北足立郡伊奈 町小室七六七 一〇</p>		<p>上尾市須ヶ谷 一七九一</p>		<p>川口市西青木 二一六一二 九</p>		<p>北本市北本四 一二〇〇一 〇三</p>	
<p>社会福祉法人 草加福祉会</p>		<p>社会福祉法人 草加福祉会</p>		<p>林 成忠</p>		<p>株式会社 シ ンエー</p>		<p>株式会社 ユ ースケア</p>		<p>矢澤 聰</p>	
<p>介護 介護予防通所 介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>介護予防短期 入所生活介護</p>	<p>介護 短期入所生活 介護</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護</p>	<p>共同生活介護 認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>指導 居宅療養管理 指導</p>	<p>指導 居宅療養管理 指導</p>	
<p>平成二十七年十 二月一日</p>	<p>平成二十七年十 二月一日</p>	<p>平成二十七年十 二月一日</p>	<p>平成二十七年十 二月一日</p>	<p>平成二十八年五 月一日</p>	<p>平成二十八年五 月一日</p>	<p>平成二十八年一 月一日</p>	<p>平成二十八年一 月一日</p>	<p>平成二十八年二 月一日</p>	<p>平成二十八年二 月一日</p>	<p>平成二十八年四 月一日</p>	

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

社会福祉法人 嵐山町社会福 祉協議会ハ トくん訪問介 護 事業所	パナソニックエ イジフリーシヨ ツプ城北	パナソニックエ イジフリーシヨ ツプ戸田川口 西				
所在地	名称	名称				
比企郡嵐山町 菅谷四三七 九	パナソニックエ イジフリー介 チェーン城北 護	パナソニックエ イジフリー介 チェーン戸田 川口西 護				
比企郡嵐山町 菅谷四八七 一	パナソニックエ イジフリーシ ヨ ツプ城北	パナソニックエ イジフリーシ ヨ ツプ戸田川口 西				
訪問介 護 予防訪問介 護	特定介 護予防福祉 用具販 売	特定福祉用具販 売 貸与 介護予防福祉用具 貸与 福祉用具貸与	特定介 護予防福祉 用具販 売	特定福祉用具販 売	介護予防福祉用具 貸与	福祉用具貸与

告 示

埼玉県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>合同会社コスモス 介護支援サービス</p>	<p>株式会社 愛和 草加営業所</p>	<p>GENKI NEX T 春日部八木崎</p>	<p>JA埼玉県厚生連 久喜総合病院 訪 問看護ステーション</p>	<p>ヘルスケアセイジヨ ー薬局航空公園西 口店</p>	<p>西青木薬局</p>	<p>医療法人社団 真 昭会 埼玉クリニ ック</p>	<p>名称</p>					
<p>富士見市西みずほ台 一―五―一</p>	<p>草加市谷塚町八二四 一六―一〇―一</p>	<p>春日部市八木崎町九 一―内藤ビル―F</p>	<p>久喜市上早見四一八 一―</p>	<p>所沢市喜多町一七― 一二ウエストハイッ ス一階</p>	<p>川口市西青木二―一 六―二九</p>	<p>川口市東本郷字合ノ 谷九六五</p>	<p>所在地</p>					
<p>居宅介護支援</p>	<p>訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護</p>	<p>訪問入浴介護</p>	<p>通所介護 介護予防通所 介護</p>	<p>訪問看護 介護予防訪問 看護</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>サービスの種類</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>
<p>平成二十八年四月 三十日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年二月 二十九日</p>	<p>平成二十八年二月 二十九日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>平成二十八年三月 三十一日</p>	<p>廃止年月日</p>

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人 桜丘会 脳神経外科ブレイ ンピア坂戸西	医療法人 桜丘 会	坂戸市新堀二七九一	平成二十八年三月 一日
なかむら皮膚科	中村 考伸	戸田市本町二一六一 九 フォーシーズン二 二一A	平成二十八年三月 一日
桶川みらいクリニ ック	岡本 宗史	桶川市若宮一五二 パトリア桶川四F	平成二十八年四月 一日
ひなた内科	日向 崇	狭山市南入曽五六五 一 入曽メデイカル ビル三階	平成二十八年四月 一日
三郷中央きむら眼 科	木村 圭介	三郷市中央二二四	平成二十八年四月 五日
大河原医院	大河原 千代子	川口市桜町五一一四	平成二十八年四月 一日
川口領家循環器内 科クリニック	足立 孝	川口市領家一二四 四 二F	平成二十八年四月 一日
しらすきクリニック	白崎 泰隆	久喜市久喜新一八〇 一 一	平成二十八年四月 一日
あたご山クリニック	亀森 真理子	本庄市中央一七二 三	平成二十八年四月 一日

科 会 医療法人 新正 間柴医院歯	医療法人 新正 医療法人 会	飯能市緑町三ー四	一日 平成二十八年四月	平沢スリープ・メンタルクリニック	平澤 秀人	所沢市くすのき台一ー一〇一ー〇 TOSHIBERL二号室	平成二十八年四月一日	鴻巣血管外科クリニック	汐口 壮一	鴻巣市神明二ー一ー六	平成二十八年四月一日	町田歯科クリニック	中江 啓昭	狭山市中央二ー一ー一マルエツ入間川店二階	平成二十八年二月一日	加藤歯科医院	加藤 由之	三郷市笹塚六二ー二	平成二十八年一月一日	只見歯科医院	只見 幸子	大里郡寄居町寄居一四六五ー五	平成二十八年四月一日	医療法人社団 こころづ会 はつとり歯科医院	医療法人社団 こころづ会	七 スペシアス一階	平成二十八年二月一日	お デンタルケアあげ	大塚 康寛	上尾市富士見二ー一八ー一 TRF富士見一〇二ー一	平成二十八年三月一日	医療法人社団 ひかり ひかり歯科クリニック	医療法人社団 ひかり	F 熊谷市赤城町三ー六〇ー三 第三ミナモトビル二	平成二十八年四月一日	すなが歯科クリニック	須永 亨	桶川市坂田一〇一ー一	平成二十八年四月一日	医療法人社団 泰進会 戸田ファースト歯科	医療法人社団 泰進会	戸田市中町一ー二八ー二四	平成二十八年四月一日	医療法人 新正	医療法人 新正	飯能市緑町三ー四	平成二十八年四月一日
----------------------------	----------------------	----------	----------------	------------------	-------	------------------------------	------------	-------------	-------	------------	------------	-----------	-------	----------------------	------------	--------	-------	-----------	------------	--------	-------	----------------	------------	--------------------------	-----------------	--------------	------------	---------------	-------	--------------------------	------------	--------------------------	---------------	-----------------------------	------------	------------	------	------------	------------	-------------------------	---------------	--------------	------------	---------	---------	----------	------------

店	稲垣薬局 春日部	東松山店	コジマ調剤薬局	ロード薬局	有限会社 ファーマシー ピュア ピュア薬局2号店	ふくろう薬局	ヴェルペン花みず木 薬局	ヴェルペンみずの薬 局	友愛薬局 深谷店	のぞみ薬局	そよ風薬局 のき台店	ヴェルペン上藤沢 薬局
業	株式会社 三祐産	有限会社 リベルテ	株式会社 メルシ ー・メデイカル	株式会社 ファーマシー	有限会社 ピュアフ アーマシー	有限会社 ビクトリ	株式会社 ヴェルペ ンファルマ	株式会社 ヴェルペ ンファルマ	株式会社 友愛メデ イカル	有限会社 アドニス	株式会社 ファーマ テック	株式会社 ヴェルペ ンファルマ
二	春日部市小湊四五〇	東松山二〇二	東松山市箭弓町一 一七 ハイムグランデ	川口市領家一 二四 ロードビルディング 一F	戸田市喜沢一 二六 リブリ・SOPHI A喜沢二 一F一号	本庄市中央一 七一 三	坂戸市につさい花みず木 三一五一二	狭山市水野四 四二 七 六	深谷市西島町二 一四 一四	羽生市北三 一 一	所沢市くすのき台一 一〇 一〇 TOSH Iビル一階	入間市上藤沢一 八 一二
一	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 二十九日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年三月 一日	平成二十八年三月 一日	平成二十八年三月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年三月 一日

フタバ薬局 わら び店	株式会社 フタバ	蕨市北町三ー四ー二八	平成二十八年四月 一日
フラワー・ブロス マーガレット薬局	MS株式会社	草加市金明町五一六ー一 ー二	平成二十八年四月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
興津 俊介		あおば整骨院	桶川市上日出谷一 〇四ー一〇	平成二十八年四月 一日
伊藤 良介		すずらん整骨院・ すずらん鍼灸院	東京都北区志茂二 五七ー一	平成二十八年四月 一日
平野 雄太		東大沢ゆめみ野整 骨院	北葛飾郡松伏町ゆめ み野六ー二ー九	平成二十八年四月 一日
大塚 慎一		バリュープラザ鍼 灸接骨院	上尾市愛宕三ー一 四〇 バリュープラザ 二F	平成二十八年四月 一日
勅使川原 建三		まごころ治療院 草加店	草加市神明一ー四 一九ー二ー二〇六	平成二十八年三月 九日
大友 貴代 美		KEiROW 上 尾ステーション	上尾市原新町一九 一ー一F	平成二十八年四月 一日
篠塚 羊		東洋医学伝統鍼 灸 清明院	東京都渋谷区代々木 二ー一五ー一二クラ ンツ南新宿六階	平成二十八年四月 五日

千葉 宏則	高橋 勝	熊倉 勝久	升広 淳	田頭 鮎美
ふうりんそう鍼灸院	高橋治療院	株式会社 東京在宅 サービス 埼玉事業 所	まごころ治療院	メデイカルサポート まごころ株式会社
川口市石神一 四四一 日	草加市旭町三 三三三〇一 日	さいたま市大宮 区桜木町一三 八九七 こん のビル三F 八日	さいたま市浦和 区領家五二 一八 ブナサ ワビル二〇一 四日	狭山市富士見一 一三一 メゾンド富士見 三〇二 日
平成二十八年三月一	平成二十八年三月九	平成二十八年四月十	平成二十八年三月十	平成二十八年四月一

告示

埼玉県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
安部歯科医院	所在地	川口市伊刈四一四 オフィスアコード二 F	川口市芝東町二〇一六 オフィスアコード二F

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
戸塚 智隆	施術所名称	行田市門井町二一三 一	すつきり整骨院ラボ	すつきり整骨院はこだ 熊谷市箱田一―一四― 一 ヤオコー熊谷箱田 店二階
	施術所所在地			
佐々木 信一	施術所名称	まごころマッサージ 治療院	東京都練馬区東大泉 三―一―五 スプリ ングビル三階	訪問リハビリマッサー ジゆるみん
	施術所所在地			

梅澤 佳輔	施術所所在地	川口市赤井四丁目 七丁目六丁目〇一	川口市道合九一八一二 九
----------	--------	----------------------	-----------------

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
はっとり歯科医院	朝霞市根岸台六―三―三七 ス ペシアスー F	平成二十八年一月三十 一日
ひかり歯科クリニック	熊谷市赤城町三―六〇―三 第 三 ミナモトビル 2F	平成二十七年十月三十 一日
ヴェルペン上藤沢薬局	入間市上藤沢一八―二	平成二十八年二月二十 九日
三平薬局 深谷店	深谷市上野台一九二―一	平成二十八年三月十三 日
ヴェルペン花みず木薬局	坂戸市につさい花みず木三―一五 ―二	平成二十八年二月二十 九日
ヴェルペンみずの薬局	狭山市水野四四二―七六	平成二十八年二月二十 九日
ヘルスケアセイジョー薬 局 航空公園西口店	所沢市喜多町一七―一二 ウエ ストハイツ一階	平成二十八年三月三十 一日
ウエルパーク調剤薬局 新所沢店	所沢市松葉町二〇―一	平成二十八年三月一日
有限会社 ピュアファア マシーピュア薬局2号店	戸田市喜沢一―一八―八 まる たけビル 1F 3号	平成二十八年二月二十 八日
鈴木皮膚科	所沢市喜多町一七―一二	平成二十八年三月十五 日
日高薬局	坂戸市北峰六―四	平成二十八年三月三十 一日
きずな歯科クリニック	八潮市中央三―一―二―六	平成二十八年三月三十 一日

二 指定施術機関

氏名	吉田 奉之		子 篠塚 多美
住所			
施術所	名称	鍼灸マッサージ よしだ治療院	株式会社 であて 中央在宅 マッサージ
	所在地	東京都練馬区高松六 ー ー ー ー サン ホワイト光が丘 ー ー 日	飯能市東町六一六 菊屋ビル三〇三
廃止年月日	平成二十八年二月二十九	平成二十七年六月三十日	

告示

埼玉県告示第五百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長職務代理者副会長 石川 稔	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十八年九月十一日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

イ 提出書類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の五第一項に規定する申請書

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成二十八年六月十七日（金）から六月三十日（木）まで
埼玉県登録販売者試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成二十八年十月十一日（火）午前十時から同年十月十二日（水）午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十八年十月十一日（火）午前十時から同年十一月十日（木）午後五時
まで

告 示

埼玉県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間リバーサイド・ショッピングセンター

埼玉県入間市春日町一丁目八百二十四―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前八時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から午後八時三十分

（変更後）午前七時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十八年五月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年四月十八日

二 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年八月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 店舗敷地北側東西道路（市道七千百一号线）は川越市の生活道路に位置づけられているため、店舗来客車両が同市道西側方向（小室保育園方面）及び店舗敷地北側住宅地方面（市道七千百号線及び市道七千五百三十七号線）へ流入しないよう、注意標識・看板を設置すること。

(2) 店舗への出入庫の際に店舗外周道路へ影響がないよう、必要に応じて交通誘導員やサイン看板の配置をし、駐車場内の誘導を円滑に行うこと。

また、店舗外周道路において車両が滞留しないよう、交通需要に応じて駐車場内に滞留スペースを設けるなど、出来る限り道路に影響を及ぼさないよう対策をすること。

(3) 近隣の店舗、関係機関等と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。

(4) 店舗外周道路の区画線類について、警察と調整をしたうえで、川越市防犯・交通安全課と別途協議すること。

(5) 店舗の出入により店舗出入口付近の視認性が悪くなる場合は、カーブミラー設置について別途関係機関等と協議すること。

(6) 児童生徒の安全確保について、以下の点に注意すること。

(一) 店舗周辺道路は、川越市立泉小学校及び川越市立野田中学校の学区にあたり、児童生徒の通学や生活に利用されているため、児童生徒の交通事故防止に十分に留意すること。

(二) 工事開始後、計画地周辺に工事車両が出入りする際、児童生徒が交通事故の被害に遭わないよう十分な安全対策をすること。特に、七時三十分から八時三十分は、児童生徒の登校時間に、十四時以降は下校及び下校後活

動する時間帯であることを理解し、万全な安全対策をすること。

(三) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮すること。特に、一般客が多く来店する時間帯と児童生徒の下校時間は重なることが考えられるため、この時間帯においては、児童生徒の交通安全及び店舗付近の安全確保について配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場減少に伴い、来店者の車両が水上公園通りに滞留しないよう対策を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、
名細第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	数野浩司	埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地
同	岡田元富	埼玉県川越市大字鯨井千六百四十八番地二
同	田中一誠	埼玉県川越市大字鯨井千八百八十一番地
同	小嶋一雄	埼玉県川越市大字鯨井千五百五十九番地
同	神田久雄	埼玉県川越市大字鯨井千三百七十六番地
同	中野洸司	埼玉県川越市大字鯨井千四百七十九番地二
同	関根誠	埼玉県川越市大字上戸三百二十三番地
同	平野俊雄	埼玉県川越市大字下小坂千十三番地
同	田中知二	埼玉県川越市大字下小坂六百二十番地
同	増田輝一	埼玉県川越市大字下小坂六百五十五番地
同	平野和夫	埼玉県川越市大字下小坂五百四十八番地
同	田中寿男	埼玉県川越市大字下小坂五百五十番地
同	田村具視	埼玉県川越市大字平塚五十七番地
同	安田昌男	埼玉県川越市大字平塚八十四番地
同	新井博行	埼玉県川越市大字平塚十七番地
同	新井良一	埼玉県川越市大字小堤二百七十五番地
同	増田芳隆	埼玉県坂戸市大字中小坂三百三十番地
監事	数野喜久治	埼玉県川越市大字鯨井千七百十九番地
同	岡部昭十郎	埼玉県川越市大字下小坂六百五十七番地
同	田村肇孝	埼玉県川越市大字平塚八十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	数野浩司	埼玉県川越市大字鯨井百二十八番地
同	数野利一	埼玉県川越市大字鯨井千百七番地
同	田中一誠	埼玉県川越市大字鯨井千八百八十一番地

告示

埼玉県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、中里用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	根本武男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百五十九番地三
同	根本正明	埼玉県坂戸市大字塚崎四百十四番地三
同	鎌田信行	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十五番地
同	鎌田克美	埼玉県坂戸市大字塚崎五百七番地
同	木村雅男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百四番地
同	加藤俊夫	埼玉県坂戸市大字塚崎五百一番地
同	村田豊明	埼玉県坂戸市大字中里二百六十七番地
同	本橋忠夫	埼玉県坂戸市大字中里二百九十一番地
同	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	三田昭男	埼玉県坂戸市大字戸口七百九十六番地
同	加藤正勝	埼玉県坂戸市大字戸口四百十六番地一
同	村松謙次	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十九番地一
同	山崎好典	埼玉県坂戸市大字戸口四百三十七番地
監事	高田幸重	埼玉県坂戸市大字戸口三百七十二番地一
同	加藤忠史	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十六番地一
同	本橋尚	埼玉県坂戸市大字中里二百六十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	加藤貞夫	埼玉県坂戸市大字塚崎四百九十八番地
同	根本正明	埼玉県坂戸市大字塚崎四百十四番地三
同	鎌田信行	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十五番地
同	加藤常夫	埼玉県坂戸市大字塚崎七百四十一番地
同	根本武男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百五十九番地三
同	加藤寛好	埼玉県坂戸市大字塚崎五百六番地
同	加藤忠史	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十六番地一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高田幸重	鎌田克美	本橋忠夫	村田豊明	山崎好典	村松謙次	森田精一	加藤正勝	三田昭男	三田良作
埼玉県坂戸市大字戸口三百七十二番地一	埼玉県坂戸市大字塚崎五百七番地	埼玉県坂戸市大字中里二百九十一番地	埼玉県坂戸市大字中里二百六十七番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百三十七番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十九番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百十六番地一	埼玉県坂戸市大字戸口七百九十六番地	埼玉県坂戸市大字戸口八百一番地一

告示

埼玉県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、南畑土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大澤重造	埼玉県富士見市大字東大久保三十四番地
同	田中市郎	埼玉県富士見市大字上南畑五百四十三番地
同	嶋田俊雄	埼玉県富士見市大字上南畑百二十一番地一
同	秋元正一	埼玉県富士見市大字上南畑七百三十四番地二
同	山中満	埼玉県富士見市大字上南畑三百八十五番地
同	上野泰宏	埼玉県富士見市大字上南畑千七百七十一番地
同	金子輝夫	埼玉県富士見市大字下南畑二番地
同	岡田文男	埼玉県富士見市大字上南畑千三百九十一番地
同	栗原誠一	埼玉県富士見市大字下南畑四百二十四番地
同	柳下栄	埼玉県富士見市大字南畑新田二百二十三番地
同	吉原幸夫	埼玉県富士見市大字南畑新田三十九番地
監事	谷合正史	埼玉県富士見市大字上南畑三百五十五番地
同	谷澤洋	埼玉県富士見市大字南畑新田百五十三番地
同	渋谷紀行	埼玉県富士見市大字上南畑二千六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大澤一	埼玉県富士見市大字東大久保四番地一
同	田中市郎	埼玉県富士見市大字上南畑五百四十三番地
同	清水博	埼玉県富士見市大字上南畑六百六十八番地
同	秋元正一	埼玉県富士見市大字上南畑七百三十四番地二
同	渋谷一郎	埼玉県富士見市大字上南畑二百二十九番地
同	谷合英雄	埼玉県富士見市大字上南畑三百五十三番地
同	新井貞夫	埼玉県富士見市大字下南畑二十六番地
同	若林俊一	埼玉県富士見市大字上南畑千百九十三番地
同	新井精一	埼玉県富士見市大字下南畑五百十一番地

同	同	監事	同	同
安	竹	谷	洪	谷
藤	内	澤	谷	澤
福	正	五	弘	
次	次	雄	次	清
埼玉県富士見市大字上南畑二百五番地二	埼玉県富士見市大字南畑新田七十六番地二	埼玉県富士見市大字南畑新田二百九番地二	埼玉県富士見市大字上南畑千六百七十五番地二	埼玉県富士見市大字南畑新田百八十二番地二

告 示

埼玉県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田甲土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏 名 住 所

理事 松 本 一 雄 埼玉県熊谷市小八林千百五十三番地一

二 退任

職名 氏 名 住 所

理事 松 本 光 治 埼玉県熊谷市小八林千百五十三番地一

告示

埼玉県告示第六百三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
有限会社早川農場	埼玉県加須市平永八百二十三番地一	埼玉県加須市阿良川字流千八十九番ほか九筆	二一、七五〇
江原 浩昭	埼玉県鴻巣市前砂三百五十九番地	埼玉県鴻巣市三町免字老ノ耕地七十番一ほか四筆	二、八八〇
吉田 和好	埼玉県鴻巣市小谷六百五十二番地一	埼玉県鴻巣市三町免字式ノ耕地二百八十五番	三、五四五
株式会社川島農園	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽八百十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚百八十六番ほか一筆	五、〇二六
株式会社農業舎	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千二百八十八番地二	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千二百六十二番ほか三筆	七、一三九
株式会社ヤマザキライズ	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽百八十五番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二百十二番ほか十三筆	二六、六六八

二 認可年月日

平成二十八年四月十八日

告 示

埼玉県告示第六百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字赤沢字鹿戸西八〇九の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第六百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年3月1日（水）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部地域課航空隊長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月7日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月6日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月7日（火）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年6月7日（火）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年5月27日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Aircraft System for Helicopter Television 1 set
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
June 7,2016 By mail;5:00 p.m. June 6,2016 In person;10:30 a.m. June
7,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group,Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

信号制御システム等保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年7月1日（金）から平成29年6月30日（金）まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成18年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。
- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 坂口 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月24日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月23日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月24日（金）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成28年6月24日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月16日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年5月6日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A Inspection of Traffic

Control System Central Computer

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 24, 2016

By mail;5:00 p.m. June 23, 2016 In person;9:40 a.m. June 24, 2016

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division,

Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2292

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字山根字後山一三三〇番 二地先から入間郡毛呂山町大字葛 貫字新田前一〇八番二地先まで</p>		区 間
<p>二四・九二〇 一〇一・〇二一</p>	<p>二四・九二〇 八一・三六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三八〇・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>平成二十三年八月二十六日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第二十二号の 道路予定区域の一部変更である。</p>		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 長瀬玉淀自然公園線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 字三沢字四万部山二七六一番六地</p>	<p>秩父郡皆野町大字三沢字四万部山 二七六四番一地先から同郡同町大</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・三一〇 四八・八一</p>	<p>一四・八一〇 二三・一六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四二・三三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
	<p>災害防除工事(三沢 地すべり工区)</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年三月十六日

指令川建セ第二七〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十八年四月二十一日

川建セ第二八〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台一丁目二十九番十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十六番地

株式会社アイダ設計 代表取締役 會田貞光

告 示

埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、平成二十七年年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県議会議長 宮崎 栄治郎

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
平成二十前年度か 七年度受らの繰越 付件数	〇	公開	〇
件数	二〇七	部分公開	二〇七
		非公開	〇
		計	二〇七
		平成二十八 年度への繰 越件数	〇

注 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十八年年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十八年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成28年度埼玉県職員採用上級試験
 (2) 平成28年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	163人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) ○地方公務員法第16条に該当しない者 ○次に掲げる者 (1) 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(学歴不問) (2) 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 ※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成29年3月31日までに資格を取得する見込みの者
	福祉	15人	
	心理	3人	
	設備	24人	
	(新方式)設備	うち新方式4人程度	
	総合土木	41人	
	(新方式)総合土木	うち新方式5人程度	
	建築	7人	
	(新方式)建築	うち新方式2人程度	
	化学	10人	
農業	13人		
林業	3人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		29人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○ (選択解答制) (新方式を除く)	○ (一般行政のみ) 選択解答制)	○ (新方式を除く)	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	○ (選択解答制)		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月26日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月5日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月11日（月）から14日（木）までのいずれか1日及び8月1日（月）から8月18日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月29日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも約199,700円である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年5月10日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成28年5月10日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月10日（火）9時30分から5月23日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月10日（火）から5月23日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十八年年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成28年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 21人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月26日（日）	埼玉県立伊奈学園 総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月5日（火）午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格 者には文書で通知する。
第2次試験	7月11日（月）から14日（木）ま でのいずれか1日及び8月1日（月） から8月18日（木）までのいずれか 1日（土曜日、日曜日及び祝日を除 く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		8月29日（月）に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、約199,700円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年5月10日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成28年5月10日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月10日（火）9時30分から5月23日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月10日（火）から5月23日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

5月10日（火）から5月23日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十八年年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十八年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成28年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成28年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	9人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) ○地方公務員法第16条に該当しない者 ○平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	2人	
	総合土木	3人	
埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		14人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	○		○	○
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)	○	○	○	○
埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	○		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月25日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月5日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月13日(木)及び10月25日(火)から10月27日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月24日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも約162,400円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年5月10日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成28年5月10日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月17日（水）9時30分から8月29日（月）17時まで

イ 郵送受付

8月17日（水）から8月29日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十八年年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成28年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 9人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月25日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月5日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月13日（木）及び10月25日（火）から10月27日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月24日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、約162,400円である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年5月10日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成28年5月10日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月17日（水）9時30分から8月29日（月）17時まで

イ 郵送受付

8月17日（水）から8月29日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

8月17日（水）から8月29日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十八年年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成28年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	13人	<p>○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	14人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	9人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成29年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者</p>

		(2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
栄養士	1人	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)
司書	12人	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験（選択解答制）

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 栄養士及び司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月26日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校（北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校（蕨市）	7月5日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月11日（月）から14日（木）までのいずれか1日及び8月1日（月）から8月18日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月29日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士及び司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月25日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月5日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月13日(木)及び10月25日(火)から10月27日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月24日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

職 種	給 与
薬 剤 師	約227,100円
獣 医 師	
保 健 師	約231,100円
栄 養 士	約183,000円
司 書	約174,600円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許(資格)取得見込みの者にあつては、当該免許(資格)を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年5月10日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成28年5月10日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師	ア インターネット受付 5月10日（火）9時30分から5月23日（月）17時まで イ 郵送受付 5月10日（火）から5月23日（月）まで（期間内消印有効）
栄 養 士 司 書	ア インターネット受付 8月17日（水）9時30分から8月29日（月）17時まで イ 郵送受付 8月17日（水）から8月29日（月）まで（期間内消印有効）

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十八年年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成28年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 5人

設 備 3人

総合土木 5人

建 築 2人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者 ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成28年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成28年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成28年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ

(3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月25日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月18日(火) 午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月29日(土)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月15日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	11月27日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月9日(金)に第1次試験及び第2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合
約280,000円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成28年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成29年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成28年7月1日（金）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月17日（水）9時30分から8月29日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。